

東急不動産株式会社「(仮称)宮城山元風力発電事業  
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年8月3日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)宮城山元風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、東急不動産株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：宮城県亘理郡山元町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大51,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 5月 7日
環境大臣意見受理	令和2年 6月26日
経済産業大臣意見	令和2年 8月 3日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、野田  
電話03-3501-1742(直通)

東急不動産株式会社「(仮称)宮城山元風力発電事業 計画段階環境配慮書」  
に対する意見

1. 総論

宮城県が実施した、環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業(平成28年度及び平成29年度)」(以下「ゾーニングモデル事業」という。)において「導入可能性調査エリア(山元町沿岸地域)」として示された区域に基づき、同県による公募区域が設定され、当該公募により本事業者が事業者候補として選定された。今後、本事業者による適切な事業計画の検討及び関係者との継続的な調整等を通じて、以下に掲げる措置を講じつつ本事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることにより、環境保全と両立した円滑な風力発電の導入が期待される。

- (1)引き続き宮城県及びその他の関係機関等と調整を積極的に実施した上で、ゾーニングモデル事業及び資源エネルギー庁の「新エネルギー等の導入促進のための広報等事業(平成30年度)」において得られた知見及び調査結果等を活用し、これらの事業において示された留意事項に則しつつ、適切な事業計画を検討すること。
- (2)環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (3)本事業の検討に当たっては、最新の知見及び情報並びに先行事例の知見の収集に努め、適切に反映すること。

2. 各論

(1)騒音及び風車の影による生活環境への影響

今後の事業計画の検討に当たっては、現地調査により現状の住居の位置及び居住状況を明らかにした上で、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、騒音及び風車の影による生活環境へ

の影響を回避又は極力低減すること。

## (2) 動植物及び生態系に対する影響

### ア. 鳥類に対する影響

今後の事業計画の検討に当たっては、ゾーニングモデル事業により、関係行政機関及び海域利用者等による「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」を設置し、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価した「風力発電ゾーニング計画書」等に則して検討しつつ、宮城県及び専門家等からの助言を踏まえ、チュウヒ等の希少猛禽類及びハクチョウ類等の渡り鳥の主要な渡り経路に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### イ. 海生生物に対する影響

事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の一部及びその周辺海域は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年4月環境省)に選定されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備及び附帯設備の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、浅海域の海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりが存在する区域を明らかにした上で、専門家等からの助言を踏まえ、工事中における水の濁り等により、浅海域の海生生物の生息・生育環境への影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより海生生物への影響を回避又は極力低減すること。

### ウ. 動植物の生息・生育環境及び生態系に対する影響

想定区域の周辺は、自然環境保全条例に基づき指定された「仙台湾海浜県自然環境保全地域」が存在するほか、「仙台湾南部海岸直轄海岸保全施設整備事業」(国土交通省)が実施されている。特に、干潟等に生息・生育する動植物が存在している可能性があることから、今後の事業計画の検討に当たっては、関係機関及び専門家等からの指導・助言を踏まえた上で、最新の知見及び情報を把握し、漂砂や土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境等への影響に関する調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、重要な動植物の生息・生育の可能性が高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改

変量を可能な限り抑制すること等により、動植物の生息・生育環境及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。